## 一般社団法人アジアファスティング協会会員規程および入会申込書

## 一般社団法人アジアファスティング協会(入会及び退会規程)令和3年12月1日制定

第1条(目的)この規程は、一般社団法人アジアファスティング協会(以下「本会」という。)定款第6条の規定に基づき、本会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(入会)本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を提出しなければならない(本入会申込書)2本会への入会の可否は、次に掲げる基準を基に会長(代表理事)が決定する。

- (1) 本会の目的に賛同するものであること。
- (2) 本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- (3)暴力団その他の反社会的勢力に属するものでないこと。3理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知しなければならない。4前3項の規程にかかわらず、特別会員の入会については、理事会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。また名誉会員の入会については、総会が承認し、本人が入会を承諾することにより成立する。5入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。
- 第3条(種別等)本会の会員は、定款第5条に定めるほか、下記のとおりとする。
- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した個人または団体

第4条(入会金及び会費)入会者は、すみやかに入会金及び会費規程の定めるところにより会費を支払わなければならない。2前項の 規定にかかわらず、推薦会員、特別会員及び名誉会員については、入会金及び会費の支払を要しない。

第5条(退会)定款第8条、第9条、第10条に該当する会員については、退会とみなし、会員名簿から削除する。

第6条(変更)この規程は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則1この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。2この規程は、令和3年12月1日から適用する。

## 一般社団法人アジアファスティング協会(入会金及び会費規程)令和3年12月1日制定

第1条(目的)この規程は、一般社団法人アジアファスティング協会(以下「本会」という。)定款第6条の規定に基づき、本会の入 会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(入会金) 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。 (1)正会員 3万円(2)賛助会員 1千円第3条(年会費) 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

(1) 正会員	年会費	1万2千円
(2) 賛助会員	年会費	3千円

年度の中途で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として月割りとして入会の翌月からその事業年度末までの月数に相当する金額とする。この場合において、百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第4条(納付) 正会員、賛助会員共に、毎年12月にそれぞれ1月以降1ケ年分を前納するものとする。事情により分納することができる。

第5条(変更) この規程は、定款第13条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則1この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。2この規程は、令和3年12月1日から適用する。

上記規程に同意し入会金と年会費を振り込み一般社団法人アジアファスティング協会の賛助会員に入会いたします

振込先 沖縄銀行 大謝名(おおじゃな)支店 普通預金 1734881 シャ)アジアファスティングキョウカイ

令和 年 月 日

		ふりがな:				生年月日(西曆)			
氏	名			印		年	月	日	
住	所	Ŧ							
電	話		FAX						
携	帯		E-mail						